

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）	9月24日(水)	午前10時から午後4時まで	長野会場	県下一円

生活保安課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年7月31日

長野県公安委員会

## 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲

別表のとおりとする。

## 2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 3 受講手続

## (1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

## (2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

## 4 その他

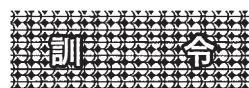
## (1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

## (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	9月3日(水)	午後1時から午後4時まで	上田会場	東信
	9月10日(水)		駒ヶ根会場	南信
	9月17日(水)		松本会場	中信

生活保安課



## 長野県訓令第11号

本庁内部部局  
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成15年8月1日から施行します。

平成15年7月31日

長野県知事 田中康夫  
別表第3の1の土木部の項中  
 「河川課 河川課治水・利水検討室 河河治」を  
 「河川課 河 河」に改める。

文書学事課

## 長野県教育委員会訓令第8号

事務局  
学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正します。

平成15年7月31日

長野県教育委員会  
本則の1の表の1の項及び2の項中  
 「教育振興課考査相談員」を「教育振興課職員相談員」に  
 改め、同表の6の項中「教育振興課考査相談員」を  
 「教育振興課職員相談員」に改める。

教育振興課

## 長野県教育委員会訓令第9号

県立盲学校  
県立ろう学校  
県立養護学校

長野県立特殊学校校務処理規程（昭和55年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正します。

平成15年7月31日

長野県教育委員会

題名を次のように改める。

長野県立盲学校・ろう学校・養護学校校務処理規程

自律教育課

正 誤

平成15年6月30日付け長野県議会規則第2号「長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則」中

ページ 行（箇所）

26 16、17、18

誤

「（傍聴人の遵守事項） を  
第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる に  
事項を遵守しなければならない。」

正

「（傍聴人の遵守事項）  
第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる に  
事項を遵守しなければならない。」